

育英資金貸与制度のご案内

町では、将来を担う人材育成を目的として、大学から専修学校までの幅広い学生を対象に予算の範囲内で育英資金の貸与制度を設けています。ご希望の方は下記申込期間内にお申し込みください。

※令和3年度以前に大学などに入学した方もお申し込みいただけます。

次ページの家計基準により算出される「認定所得金額」が、「所得基準額」以下となる方が貸与の対象となります。この基準のほか、「貸与を受けることができる方」の条件を満たす方の中から、予算の範囲内で採用します。

以下の4人世帯の場合の計算例

本人	国立大学、自宅通学、授業料年額 50 万円
父	給与所得者、収入金額 600 万円
母	給与所得者、収入金額 400 万円
弟	公立高校、自宅通学

○所得基準額

所得基準額表（4人） = **355万円**

○所得金額

- 父の所得金額 $600 \text{万円} \times 0.7 - 223 \text{万円} = 197 \text{万円}$
- 母の所得金額 $400 \text{万円} \times 0.8 - 263 \text{万円} = 57 \text{万円}$
- 所得金額合計 $197 \text{万円} + 57 \text{万円} = \mathbf{254 \text{万円}}$

○特別控除額

特別控除額表により、

- 就学者分控除（弟：公立高校、自宅通学） 28万円
- 本人分控除（国立大学、自宅通学、授業料年額 50万円）
 $28 \text{万円} + 50 \text{万円} = 78 \text{万円}$
- 特別控除額合計 $28 \text{万円} + 78 \text{万円} = \mathbf{106 \text{万円}}$

○認定所得金額

所得金額（254万円）－特別控除額（106万円）
= **認定所得金額（148万円）**

以上により、認定所得金額（148万円）が所得基準額（355万円）以下となるので、貸与の対象となります。

貸与の額

- ①貸与月額 自宅からの通学…4万円以内、自宅外からの通学…6万円以内
- ②一時金（入学年度に限る）大学…50万円以内、短期大学・高等専門学校・専修学校…30万円以内

返還方法

貸与期間終了後1年間の猶予期間を置き、最長10年以内に返還していただきます。

※利子は付きません。

貸与を受けることができる方（次の事項すべてに当てはまる方）

- ①聖籠町に2年以上住所のある方の子弟
- ②大学・短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程（修学期間2年以上）の入学生または在学生
- ③学校長などの推薦を受けられる方
- ④経済的理由により修学が困難な方（父および母または後見人の収入・所得が、上記の家計基準以下である方）
- ⑤聖籠町育英資金の貸与を一度も受けていない方（貸与を受けた方のきょうだいは貸与可能です）
- ⑥(独)日本学生支援機構・地方公共団体などの他の奨学金を受けていない方、または受ける予定のない方

申込手続

- 申込期間 令和4年2月1日（火）から3月31日（木）まで
※上記の期間後についても、新型コロナウイルスの影響のような予期できない事由で家計が急変した方は貸与の対象となる場合がありますので、随時ご相談ください。
- 申込先 子ども教育課（役場3階）
- 提出書類 ①育英生願書、②推薦調書（学校長などの推薦が必要です）、③世帯全員分の住民票謄本、④父および母または後見人の収入などに関する書類

給与所得者	令和3年分の源泉徴収票の写し
事業者	令和3年分の確定申告書の写し
年金受給者	年金の源泉徴収票、支払通知書などの写し

※兼業農家等で給与収入と事業収入がある場合は、源泉徴収票および確定申告書の写しの提出が必要です。

※上記の他、家計状況により別途添付書類をご提出いただく場合があります。

※①育英生願書、②推薦調書の様式は子ども教育課または町ホームページで取得できます。

※願書の提出にあたり、連帯保証人が2人必要です。うち1人は父または母、もう1人は別世帯の成人の方となります。

育英資金家計基準

1 所得基準額

所得基準額は、次の「所得基準額表」の世帯人員（申込者本人を含む同一生計を営む者の人数）に対応する額です。

所得基準額表

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
所得基準額	282万円	328万円	355万円	382万円	402万円	422万円	442万円

※9人以降は1人につき20万円を加算

2 認定所得金額

認定所得金額は、下記3の所得金額（父母等の所得金額の合計）から下記4の特別控除額を控除した金額です。

3 所得金額

所得金額は、父母等の所得の種類により、次の①および②により算定した額を合計した額です。（父母それぞれ算定し、1万円未満は切り捨てます。）

①給与所得の場合【所得金額=以下の表により算定される額】

収入金額	所得金額
330万円未満	0円
330万円以上 401万円未満	収入金額×0.8 - 263万円
401万円以上 879万円未満	収入金額×0.7 - 223万円
879万円以上	収入金額 - 486万円

②給与所得以外の所得の場合【所得金額=収入金額から、必要経費を差し引いた額】

4 特別控除額

特別控除額は、次の特別控除額表の事由に対応する控除額を合計した額です。

特別控除額表

事 由		特別控除額		
就学者分控除 (本人を除く就学者 1人につき)	小学校	8万円		
	中学校	16万円		
	高等学校	国公立	28万円	47万円
		私 立	41万円	60万円
	高等専門学校	国公立	36万円	55万円
		私 立	60万円	80万円
	大学	国公立	59万円	102万円
		私 立	101万円	144万円
	専修学校高等課程	国公立	17万円	27万円
		私 立	37万円	46万円
	専修学校専門課程	国公立	22万円	62万円
		私 立	72万円	112万円
本人分控除	高等専門学校	国公立	28万円	47万円
		私 立	41万円	60万円
	大学	国公立	28万円+授業料	72万円+授業料
		私 立	44万円+授業料	87万円+授業料
	専修学校専門課程	国公立	20万円+授業料	60万円+授業料
		私 立	37万円+授業料	76万円+授業料
母子・父子世帯		49万円		
障がい者		1人につき86万円		
長期療養者		療養のため経常的に特別に支出した年間金額		
家計支持者の別居		別居のため特別に支出する家賃・光熱水費等の年間金額（71万円を上限とする）		
火災・風水害等による被害		収入減又は支出増となった年間金額		

※長期療養者、家計支持者の別居、火災・風水害等による被害に係る特別控除額については、それぞれ1万円未満を切り上げます。

※本人分控除欄の「授業料」とは、貸与開始時において在学している学校の授業料年額（入学金、施設整備費、実習費等を除く。）です。

子ども教育課 学校支援係（内線305）